

【後期高齢者医療】

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

現在お持ちの減額認定証の有効期限は**令和5年7月31日**です。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	見本
氏名	
生年月日	
発効期日	
適用区分	
長期入院 該当年月日	保険者印
保険者番号 並びに保険 者の名称 及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合 見本

所得区分が住民税非課税世帯の低所得者ⅡまたはⅠの人が医療機関などで受診する際には、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」）を提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。また、入院時には1食あたりの食事代も減額されます。新たに該当となる人は申請してください。

なお、現在、減額認定証をお持ちの人で、8月以降も引き続き低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する場合は、新しい減額認定証を被保険者証に同封し、7月下旬に送付します。申請の手続きは必要ありません。

【長期入院をした場合】

令和4年8月1日以降、所得区分が低所得Ⅱの認定期間内に、入院が通算90日を超える人は、窓口で申請してください（岡山県の後期高齢者医療保険加入前の医療保険において区分Ⅱ・区分オの認定を受けていた間の入院期間も含む）。要件を満たしている場合、1食あたりの食事代が160円となる減額認定証を交付します。

ただし、令和4年8月1日から令和5年4月30日までの間で、入院が90日を超える人は、申請の手続きは必要ありません。

所得区分	
低所得者Ⅱ	・世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
低所得者Ⅰ	・世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得（年金の所得控除額は80万円として計算）が0円となる人 ・世帯の全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人

（※注意）世帯内に所得を申告していない人がいる場合は、新しい減額認定証は交付されません。所得がない場合でも「なし」の申告が必要ですので、住民税申告を行ってください。

限度額適用認定証の更新

現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限は**令和5年7月31日**です。

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	見本
氏名	
生年月日	
発効期日	
適用区分	
保険者番号 並びに保険 者の名称 及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合 見本

課税所得145万円以上690万円未満の被保険者および同世帯の被保険者は、医療機関などを受診する際に、限度額適用認定証（以下、「限度額認定証」）を提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。新たに該当となる人は申請してください。

なお、現在、限度額認定証をお持ちの人で、8月以降も引き続き該当する場合は、新しい限度額認定証を被保険者証に同封し、7月下旬に送付します。申請手続きは必要ありません。

所得区分	
現役並み所得者Ⅲ	住民税の課税所得（各種控除後）が690万円以上の被保険者および同世帯の被保険者。
現役並み所得者Ⅱ	住民税の課税所得（各種控除後）が380万円以上の被保険者および同世帯の被保険者。
現役並み所得者Ⅰ	住民税の課税所得（各種控除後）が145万円以上の被保険者および同世帯の被保険者。

（※注意）ただし、世帯に前年の所得を申告していない被保険者がいる場合、新しい限度額認定証は交付されません。

お問い合わせ先

鏡野町健康推進課 医療保険係 担当：坂口・山本・小林 電話(0868)54-2025
岡山県後期高齢者医療広域連合 電話(086)245-0090